



平成18年 5月19日

各 位

| | |
|-------|---|
| 上場会社名 | ソネット・エムスリー株式会社 (コード番号: 2413 東証マザーズ) (http://www.so-netm3.co.jp) |
| 本社所在地 | 東京都港区芝大門二丁目5番5号 住友不動産芝大門ビル12階 |
| 代表者 | 代表取締役CEO 谷村 格 |
| 問合せ先 | 取締役CFO 永田 朋之 |
| 電話番号 | 03-5408-0800 (代表) |

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成18年6月20日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたこと及び下記記載の内容に伴い、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1)ベンチャービジネスへの投資が事業目的に含まれることを明確にし、かつ、投資対象となるベンチャービジネスの範囲の拡大を図るため、現行定款第2条(目的)第16号につき、所要の変更を行うものです。
- (2)本社の品川区から港区への移転に伴い、現行定款第3条(本店の所在地)につき所要の変更を行うものです。
- (3)公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、電子公告制度を採用し、これに伴い現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものです。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものです。
- (4)会社法において株主総会の招集地についての規制が撤廃されたことに伴い、招集地を明確にするために、第12条(招集地)を新設するものです。
- (5)「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴い、経営の合理化を図るため、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。
- (6)株主総会の決議を機動的に行うことができるよう、定足数を緩和し、これに伴い現行定款第12条(決議の方法)につき変更案第15条(決議の方法)への変更を行うものです。
- (7)株主総会における議決権の代理行使に伴う手続を明確にするため、変更案第16条(議決権の代理行使)第2項を新設するものです。
- (8)株主総会の決議を機動的に行うことができるよう、定足数を緩和し、これに伴い現行定款第16条(取締役の選任の方法)につき変更案第20条(取締役の選任の方法)への変更を行うものです。
- (9)会社法が施行されたことに伴い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第23条(取締役会の決議の省略)を新設するものです。
- (10)株主総会の決議を機動的に行うことができるよう、定足数を緩和し、これに伴い現行定款第23条(監査役の選任の方法)につき変更案第29条(監査役の選任の方法)への変更を行うものです。

- (11) 会社法が施行されたことに伴い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように社外監査役の責任限定契約を採用するため、変更案第31条（監査役の責任免除）第2項を新設するものです。
- (12) 会社法が施行されたことに伴い、剰余金の配当等を取締役会の決議により決定することが可能となったことから、現行定款第30条（利益配当）および現行定款第31条（中間配当）を削除し、第40条（剰余金の配当等）を新設するものです。
- (13) 会社法および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設、変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものです。
- (14) 以上のほかに上記の変更に伴う条数の変更等その他条文の整備を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

本定款変更は、平成18年6月20日開催予定の第6回定時株主総会に付議予定です。

以 上

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (条文記載省略) (16)前各号の営業を行う者に対する投資 (17) (条文記載省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新設) (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は96万株とする。 (新設) (自己株式の買受け) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (名義書換代理人) 第7条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、端株の買取、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、端株の買取、<u>その他株式及び端株に関する請求、届出、申出の手續および手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第9条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときはあらかじめ公告して一定の日を決め、その日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。 (招集) 第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</u> (新設) 第11条 (条文記載省略) (新設) (決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (新設)</p> | <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (現行どおり) (16)前各号の営業を行う者およびベンチャービジネスに対する投資 (17) (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 (公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は96万株とする。 (株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u> (株主名簿管理人) 第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。</u> (株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、<u>その他の株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第10条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときはあらかじめ公告して一定の日を決め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。 (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</u> (招集地) 第12条 当社の株主総会は、<u>東京都区内で開催する。</u> 第13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(議決権の代理行使) 第13条 (条文記載省略) (新設)</p> <p>(議事録) 第14条 株主総会の議事の経過要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 (条文記載省略) (新設)</p> <p>第15条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の選任の方法) 第16条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任については、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が欠員または差し支えあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任に当たる。 (条文記載省略) (新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第19条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(代表取締役) 第20条 取締役会の決議により、代表取締役を定める。 (取締役会規程) 第21条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。 (新設)</p> <p>第22条 (条文記載省略)</p> <p>(監査役の選任の方法) 第23条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)</p> | <p>(議決権の代理行使) 第16条 (現行どおり) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任の方法) 第20条 取締役会は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。ただし、代表取締役が欠員または差し支えあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任に当たる。 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(代表取締役) 第25条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 (取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第27条 当社は、監査役および監査役会を置く。 第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第25条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時までとする</u>。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文記載省略)</p> <p>(常勤監査役) 第27条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会規程) 第28条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p> | <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第35条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任) 第36条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第40条 当社は、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> |
| <p>(利益配当) 第30条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第31条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および毎年9月30日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第32条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p> | <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第40条 当社は、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> |
| <p>(附則) 第4条 (公告の方法)の規定は、2004年6月18日以降に効力が発生するものとする。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第41条 <u>配当金が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p> <p>(削除)</p> |